

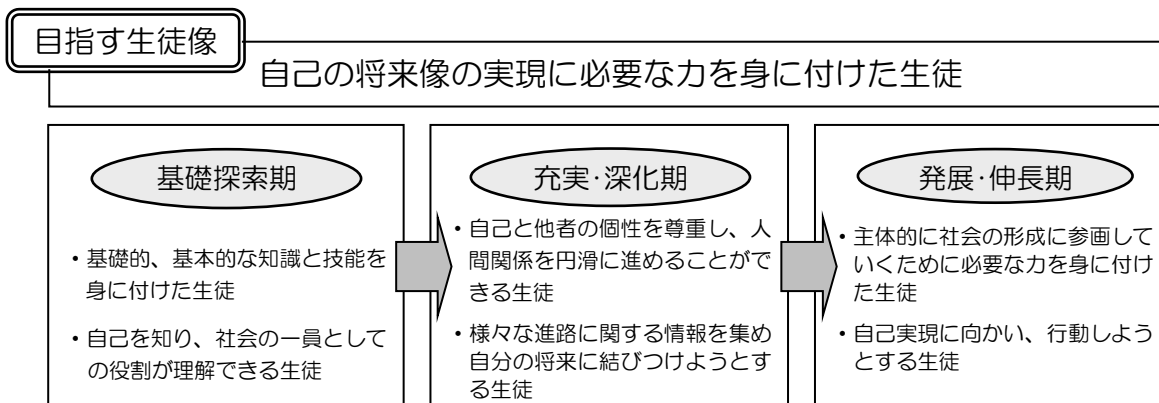
高知県立安芸中・高等学校 いじめ防止基本方針

高知県立安芸中・高等学校

はじめに

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、いかなる理由があろうとも許されない卑怯な行為である。また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たって行かなければならない。

本校は中高一貫教育校として、自己と他者の個性を尊重し、人間関係を円滑に進めることができる力や主体的に社会の形成に参画していくために必要な力を身に付けさせていくこと等を目標として、自己の将来像の実現に必要な力を身に付けた生徒を目指す生徒像として教育活動を進めている。



これらの目標の実現は、生徒一人ひとりが大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係と、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることなくしてはありえず、何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切であることに留意して、いじめのない学校づくりに努めていかなければならない。

本校では、県・市町村・学校・地域住民・家庭・その他関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、「いじめ防止基本方針」を策定した。

しかしながら、本基本方針の策定以降、その解釈や適用の仕方等について、関係者の認識やとらえ方の違いから、いじめの解消に向けた取組が迅速に進まないという事案も見受けられた。関係者は生徒たちの中で起こる様々な課題をしっかりと共有するとともに、課題を解消していく道筋や、解消後のあるべき姿について共通認識を図り、ベクトルを同じくして見守り、支えていく必要がある。

そのため、関係者は連携しながら、それぞれが主体的・積極的に取り組み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することができるよう、今回、本校「いじめ防止基本方針」を改定した。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

「何人も、児童生徒等をいじめてはならない」ことが法令（いじめ対策推進法第3条第1項）に明記されたことの重大さを教職員、生徒、保護者、それぞれの立場で認識しなければならない。

まず、生徒は自らも法令の規制対象となっていることを理解しなければならないし、教職員は理解させなければならない。次に、教職員はいじめを受けた生徒等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめ又はいじめが疑われる事実を知りながらこれを放置し、又はいじめを助長してはならないことを再認識すると同時に、保護者や第三者とは、いじめ又はいじめが疑われる事実を知りながらこれを放置しないよう連携できる関係づくりを行うことに留意しなければならない。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ防止等の対策のための委員会」で情報共有することは必要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

〈 いじめの認知についての留意事項 〉

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- 当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめの防止等の対策のための委員会」を活用して組織的に行う。

〈 いじめの態様の具体例 〉

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

第3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであるとの理解のもと、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない「いじめは絶対に許さない」雰囲気形成されるようにすることが必要である。

第4 「いじめの防止等の対策のための委員会」

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごと等に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

① 組織の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの防止等の対策の取組に関するアンケートやチェックシート（教職員用、生徒用、保護者用等）の活用・検証・修正
- 「思い当たることはありませんか？」こどもたちの笑顔のために【教職員用】の活用・検証・修正
- 学校におけるいじめ防止等に係る取組のチェックリスト【教職員用】の活用・検証・修正
- 学校生活アンケート【高校生用・中学生用】の実施・検証・修正（年2回以上）
以上、高知県教育委員会作成
- 「いじめに関する校内研修ツール（自己点検シート）」【教職員用】の活用・検証・修正
以上、国立教育政策研究所 生徒指導研究センター作成
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体となる。

② 組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、SC、SSWとし、この他に個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。

③ 組織運営上の留意点

当該組織を機能させるに当たっては、心の教育センター等の外部専門機関の助言を得る。
なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて高知地方法務局等の専門機関を加えるなどの方法によって適切に対応する。

第5 いじめ防止のための取組

〈 学校づくり・授業づくり 〉

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。
- わかる授業づくりを進める、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を目指す。
- 教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合い、全教職員でわかる授業づくりに取り組む体制をつくっていく。
- 日々の授業の中で当たり前前に発言したり聴いたりする姿勢を育てていく。

〈 集団づくり・生徒理解 〉

- すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育む。
- 互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作りだしていく。
- 障がい(発達障がいを含む)のある生徒等、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- 学級活動、ホームルーム活動の時間等、ホームルーム単位の指導を、生徒のいじめが起きやすい時期(4月下旬や9月上旬など)を踏まえ、年間指導計画に位置付けたいうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるような指導計画等を考える。

〈 生徒指導 〉

- チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導等、学校として揃えていくべき事柄を確認する。
- いじめている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することがないようにする。
- 道徳の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて、生徒会による実践交流や協議等を行うなど、生徒会活動の活性化を図る。
- インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されるよう、インターネット問題の解決に向けた生徒の主体的な活動を支援する。

〈 教職員の資質能力の向上 〉

- いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校としての組織的な対応を図るための校内研修を実施する。
- 授業を担当するすべての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、いじめ防止のための年間指導計画に位置付け、実施していく。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- すべての生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹すること。

第6 いじめの早期発見、早期対応等

① いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。(教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケートの実施等)
- 生徒の変化等に気付いた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。
- 気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、個人情報管理に留意しつつ内容を記録し、いつでも教職員が共有できるようにしておく。
- 得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。
- 出席をとるときに一人ひとりの顔を見て声を聞く。
- クラスの様子をホームルーム日誌の記述からもうかがう。
- 個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間に交わされる日記等も活用する。
- 保健室の様子を聞く。
- 保護者にも協力してもらい、家庭で気になる様子はないかを把握する。
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。
- 普段から生徒の生活を把握するための健康アンケートや定期的な個人面談を行う。
- 生徒が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないよう気をつける。
- やっとの思いで相談したのに、うるさがられたり、後で話を聞くと行って対応してもらえなかったりすること等がないようにする。
- 校舎内に相談箱を設置したり、相談電話等を活用したりする。
- 生徒や保護者に「24時間子供SOSダイヤル」の周知をする。
- 特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から生徒への態度や関わり方を見直す。

② いじめの対応

- いじめを発見し、又は相談を受けた教職員は、速やかに、「いじめの防止等の対策のための委員会」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
- 速やかに組織的に対応し、被害生徒や勇気をもっていじめを知らせてくれた生徒を守り通す。
- 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導等、問題の解消まで、「組織」が責任を持つ。
- 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
- 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、県教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- インターネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- いじめが「重大な事態」と判断された場合には、県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- 生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- 学校における情報モラル教育を進める。

第7 P T Aや地域の関係団体等と連携について

① P T Aや地域の関係団体との連携促進

- P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている生徒を取り巻く諸問題や、生徒のサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

② 地域とともにある学校づくり

- 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の生徒を育み、いじめ問題の解決を進めていくために、開かれた学校づくり推進委員会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

第8 重大事態への対処

〈 重大事態の発生と調査 〉

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）を参考として、適切に対処しなければならない。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

① 重大事態の意味

次に掲げる場合には、その事態を「重大事態」と判断し、対処するものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

③ 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

④ 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、県教育委員会担当課と連携を図り、事案によっては、いじめの重大事態の調査を行うための組織（第三者調査委員会 等）を設ける。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

平成26年3月18日 策定
平成30年1月11日 一部改定